資料４－５

バリアフリー法施行令の改正に伴う府福祉のまちづくり条例の改正施行

【法施行令改正前】

○建築主等が、2,000㎡以上の特別特定建築物を建築するときは、「建築物移動等円滑化基準」（利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリア

フリー基準）に適合させなければならない。

○地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で2,000㎡未満で別に定める

ことができる

※適合させる基準は2,000㎡以上の特別特定建築物と同じ水準

（上乗せは可能だが、緩和はできない）

【法施行令改正の背景】

○現行の建築物移動等円滑化基準は、全国一律で適合義務のかかる2,000㎡以上の特別特定

建築物を想定しているため、小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって

過度な負担となる場合がある。

※例えば、スペースが必要な通路の幅員や、車椅子使用者用便房、

車椅子使用者用駐車場も一律に設置義務

○地方公共団体における条例の規模の引下げが拡がらない現状

　　　　　　※条例により規模の引下げを行っているのは20自治体（令和元年10月現在）

　　　　　　　平成28年以降、条例を制定した自治体はなし

【法施行令の改正内容（令和３年10月施行）】

○条例で特に小規模となる500㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った

「建築物移動等円滑化基準」となるよう見直す。

　　・高齢者、障がい者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化

（段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等）

　　　　　幅の例　　通路の幅員90cm（中大規模の場合は120cmに合理化）

【改正・府福祉のまちづくり条例（令和３年10月施行）】

○床面積500㎡未満の建築物の場合

　　ＥＶ設置を免除していたが、政令改正によりＥＶ設置が義務化されたため、規定を削除

○移動等円滑化経路の通路幅を90cm以上　　　　　　（改正前の条例で120cm以上で対応済）

○移動等円滑化基準に適合したＥＶ等には標識を設置（改正前の条例で対応済）